

令和6年第1回臨時会議決結果

第1回臨時会が令和6年1月19日に1日限りの会期で開催されました。

条例、補正予算など5議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和5年度の人事院勧告に伴い、本町職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定等のため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和5年度の人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

令和5年度の人事院勧告に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正されたことに伴い、新たに戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務等に係る手数料に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和5年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)

(可決 満場一致)

歳入歳出にそれぞれ200万円を増額計上しています。

歳入＝ 財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 給与改定に伴う給料等を増額計上しています。

【報告】

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明渡し及び未払住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。